

所得税法

本試験問題

〔第一問〕 —50点—

問1 物品販売業を営む居住者甲は、平成22年中に次の寄附金を支出した。
 ① 事業上取引のある神社の祭礼に対する寄附金
 ② 子Aが入学した国立大学法人に対する寄附金
 ③ 政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金（寄附金）
 この場合、それぞれの寄附金の所得税の取扱いについて説明しなさい。

問2 不動産貸付業を営む居住者乙は、内国法人に勤務する知人Bが3年間の海外支店勤務となり、平成21年12月に出国したことから、Bが居住していた国内の住宅を平成22年1月から賃借し、Bに対し賃借料を支払っている。その後、Bの依頼により平成22年10月に当該住宅を購入することとなり、平成22年中にその代金を支払った。
 この場合、所得税の源泉徴収の取扱いについて説明しなさい。
 ② 国内に恒久的施設を有する非居住者に関する説明及び租税条約に関する説明は要しない。

〔第二問〕 問1

【資料Ⅱ】

甲の本年中の株式等の譲渡による所得及び配当取得の状況は、次のとおりである。
 (1) C証券会社に保有する源泉徴収選択口座内のF株式会社に係る上場株式等の譲渡損失の金額が800,000円あり、これを同口座に受け入れたG株式会社に係る上場株式等の配当等の金額100,000円と差引計算している。
 (2) D証券会社に保有する源泉徴収選択口座内のH株式会社に係る上場株式等の譲渡による所得の金額が200,000円、同口座に受け入れたI株式会社に係る上場株式等の配当等の金額が80,000円あった。
 (3) E証券会社に保有する簡易申告口座内のJ株式会社に係る上場株式等の譲渡による所得の金額が60,000円あった。
 (4) 非上場のK株式会社からの配当等の金額が150,000円あった。この株式は、本年9月に売却し、その譲渡による所得の金額は400,000円であった。
 ② F社、G社、H社、I社、J社及びK社は、いずれも内国法人であり、甲は、これらの会社の発行済株式総数の5%以上の数を有する株主ではない。なお、配当等の金額は所得税の源泉徴収前の金額である。

〔第二問〕 問1

(2) 本年2月に導入した経営財務ソフト及び専用パソコンのリース料2,400,000円（契約期間5年分）のうち、本年分の480,000円（利息相当額を含む。）。このほかに、本年分の保守料として支払った120,000円も「販売費・管理費」に含まれている。
 このリース契約は、所得税法上の所有権移転外リース取引に該当するもので、残価保証額は150,000円である。

TAC予想問題

●直前対策講義 第6回

【応用問題12】

居住者が寄附をした場合に受けることができる控除について説明しなさい。
 （平成7年出題）

●上級コースNo.4 第7回、レギュラーコースNo.8 第3回

1 源泉徴収を要しない場合
 次に掲げるような場合は、源泉徴収されない。
 (1) 不動産の賃貸料等（令328）
 不動産等の賃貸料等で、その不動産等を自己の居住の用（親族の居住の用を含む）に供するために借り受けた個人から支払われる場合
 ⇒非居住者である賃貸人に、個人が住宅の家賃を支払う場合
 (2) 土地建物等の譲渡対価（令281の3）
 不動産等の譲渡対価が1億円以下で、かつ、譲渡人がそれを自己の居住の用（親族の居住の用を含む）に供する場合
 ⇒非居住者から、個人は1億円以下の居住用財産を取得する場合

●全答練 〔第二問〕 問1

(4) P特定口座

甲は、P証券会社に特定口座を開設しており、「特定口座源泉徴収選択届出書」を適法に提出している。
 P特定口座に係る本年分の「特定口座年間取引報告書」には、次の事項が記載されている。

① 源泉徴収の選択	有り
② 譲渡に係る年間取引損益	△2,000,000円
③ ②に係る源泉徴収税額	0円
④ 配当等の額	500,000円
⑤ ④交付の際の源泉徴収税額	35,000円
⑥ 納付税額	0円
⑦ 還付税額	35,000円

●全答練 〔第二問〕 問1

② スライド映写機（器具備品に該当し、耐用年数6年）
 これは、Jリース会社からリース（税務上のリース取引に該当する。）したものであり、リース契約の詳細は、次のとおりである。
 甲は、この契約に基づき、本年中にリース料144,000円及び設置に係る費用120,000円を支払っているが、これについても未処理である。
 なお、甲は、契約後直ちにこれを事業の用に供している。

イ リース期間
 本年5月1日から平成27年4月30日までの60カ月
 ロ 月額リース料
 18,000円
 ハ リース取引の種類
 所有権移転外リース取引に該当する。

ズバリ的中!

〔第二問〕 問2

【資料Ⅲ】

- 1 乙には、非上場の同族会社Mを経営する実兄Nがいる。M社は、平成19年2月に死亡した父親が創立した会社であり、M社の株式は、すべて父親からNのほか乙及び乙の実姉の3人が単純承認相続した。このM社株式を含め、その相続税の申告及び納税は適切に済んでいる。
- 2 本年5月、Nから、乙の所有しているM社の株式の全部（以下「当該株式」という。）をM社で買い取りたいとの申し出があったので、当該株式をM社に譲渡した。
株式譲渡契約の内容等は、次のとおりである。
 - (1) 当該株式の譲渡価額
……純資産価額で評価した譲渡時の価額38,857,000円
 - (2) 父親から相続した時の当該株式の価額
……純資産価額で評価した相続時の価額33,612,000円
 - (3) 乙に課された相続税額のうち当該株式の課税価格に対応する部分の金額
……5,710,000円
 - (4) 資本金等の金額のうち当該株式に対応する部分の金額
……13,381,000円
 - (5) 父親が当該株式を取得するために要した金額
……2,277,000円
 なお、この株式譲渡に関するM社の株主総会の決議その他の諸手続きは、適切に行われている。
- 3 M社は1月決算であり、乙は配当等の金額が300,000円（所得税の源泉徴収前の金額）であった。

〔第二問〕 問2

【資料Ⅰ】

- 1 乙の本年分の公的年金等の収入金額は2,710,000円であった。
- 2 友人の子が会社を設立して起業する際に、平成19年7月、10,000,000円の資金を年利4%の利率で貸し付けた。しかし、その会社は本年5月に倒産し、清算終了した。その清算の際に、貸付金の元本8,000,000円及び未収利子215,000円が貸倒れとなった。その未収利子のうち133,000円は、本年分に対応する金額である。

〔第二問〕 問3

【資料Ⅳ】

- 1 丙には、生命保険契約（年金支払期間10年）に係る年金収入がある。
この生命保険契約は、丙が契約者、被保険者、保険料の負担者及び年金の受取人となっているものである。
- 2 年金の年額は2,400,000円であり、本年分は本年5月に支給を受けたが、平成23年以後に支給を受けるべき年金の総額を本年10月に繰り上げて一括支給を受けた。
- 3 生命保険会社から受け取った本年分の年金及び一時金の内容は、次のとおりであった。
 - (1) 本年分の年金支給額2,400,000円、その年金の支給額に対応する払込保険料の額2,290,000円、源泉徴収税額11,000円
 - (2) 本年分の一時金の支給額16,743,000円、その一時金の支給額に対応する払込保険料の額16,061,000円

〔第二問〕 問1

- 3 「販売費・管理費」には次の金額が含まれている。
 - (1) 甲が加入している小規模企業共済契約に係る掛金600,000円

●全答練 〔第二問〕 問1

- (3) 相続したL株式（非上場株式である。）の発行法人であるL株式会社は、甲の父が代表取締役を務めていた。相続後の親族の話し合いにより、甲はL株式会社の経営には一切関与しないこととなったため、本年11月に相続したL株式全てをL株式会社に対して譲渡した。
相続したL株式の1株当たりの取得費（父が払い込んだ金額）は3,750円、譲渡対価は7,000円であった。また、譲渡直前におけるL株式1株あたりの資本金等の額は5,000円であった。

●直前予想 第2回 〔第二問〕 問2

【資料Ⅲ】

- 乙は友人に金銭2,000,000円を貸付けていたが、本年中に貸付金全額の回収不能が確定している。
また、前年に収入計上している貸付金の利子40,000円も回収不能となっているが乙はこれらについて何ら処理をしていない。

●直前予想 第2回 〔第二問〕 問2

- 4 個人年金の一時金 3,400,000円
これは支給期間10年の個人年金で、平成17年から平成21年まで毎年700,000円の年払いで受給しているものを、本年分以降の年金の総額を一括して受けることとして一時金で受け取ったものである。
なお、この年金の支給総額は7,000,000円、支払った保険料の総額は5,200,000円である。

●直前予想 第3回

- 7 販売費・一般管理費には、次のものが含まれている。
 - (4) 小規模企業共済契約の掛金 200,000円
これは、小規模企業共済の掛金として本年中に支払ったものである。

スバリの的中!